

2016 年度 卒業論文

生活保護が与える悪印象の原因について

—生活保護の受給漏れを無くすために—

社会福祉学部 社会福祉学科

13FF0170 荒木圭祐

目次

はじめに

第1章 生活保護制度

第2章 生活保護を悪とさせる原因

2-1 水際作戦

2-2 不正受給

2-3 保護費の使い方

第3章 メディアの影響力

3-1 メディアのバッシング

3-2 生活保護と財政

おわりに

はじめに

私たちが暮らしている日本は先進国であり、世界の国々と比較しても裕福な国ではないだろうか。中にはホームレスやテレビでよく見ることがある貧乏な家などの貧困層の人達はあるものの、日本は豊かで平和で暮らしやすい国だと思っている人がたくさんいるだろう。私自身、決してお金持ちの家庭ではなかったが、食事ができない、病院に行くことができないなど、生活に支障がでることはなく人並みの生活を過ごすことができ、むしろ大学に通わせてもらっている豊かな生活だったのかもしれない。大人になれば働けば、人並みの生活は送れると考えていた。そんな中で生活保護制度や生活困窮者自立支援制度などの支援制度とは無縁だと思っていた。また私自身、生活保護受給者の半分くらいは本当に必要な人が受給しているが、半分は不正に貰って楽をしているのだろうと思っていた。実際周りの知人に聞いても、同じような反応だった。

だが授業で生活保護について学んだ時に不正受給をしている人は全体の 2% 程度の人達だけで、金額的にも全体の 0.4% 程度の推移しかなく、98%程度の人には正当に生活保護を受給している（生活保護問題対策全国会議 .2012.38）ことを知った。また生活保護受給ができる資格を持っている人の全体で98%の人が受給できていない受給漏れがあることを知った。なぜ、私は生活保護に対して悪のイメージを抱いていたのか。ほとんどの人は生活保護に無知であると思う。私は生活保護について関心のない人に、簡単にどのようなイメージかと聞くと、半分以上は悪のイメージだと肌で感じた。

私は生活保護を調べていくうちに、最初は不正受給が生活保護の最大の問題だと考えていたが、そうではない。最大の問題は受給漏れが問題なのだと気が付いた。なぜなら、2%の不正受給は「命」が関わっていないからだ。受給漏れには「命」が関わっているから最大の問題点は受給漏れだと考えた。私は、なぜ不正受給などの悪印象が騒がれて、受給漏れが騒がれないのか疑問に思う。本来国民を守る最終支援制度である生活保護制度が、なぜ現在では悪のイメージが確立され受給漏れと言った大きな問題が起きているのか疑問に思い、原因はどこにあるのかを考え解消していきたいと思う。

第1章 生活保護制度

生活保護とはどういった制度なのか。生活保護制度の役割としては3つの役割がある。

「第1に生活保護制度は、社会保障制度の重要な役割の1つである所得再分配機能を最も強く発揮する制度だ。病気、失業、労働災害など貧困に至る原因が必ず個人の責任にはならない。なこのような状況の下で、優勝劣敗の市場原理のみを貫徹することになれば、かえって社会の不公平を助長することになる。その意味で貧困の原因である社会制度に最も適切に対応できる制度としての生活保護制度の役割は重大であるといえる。

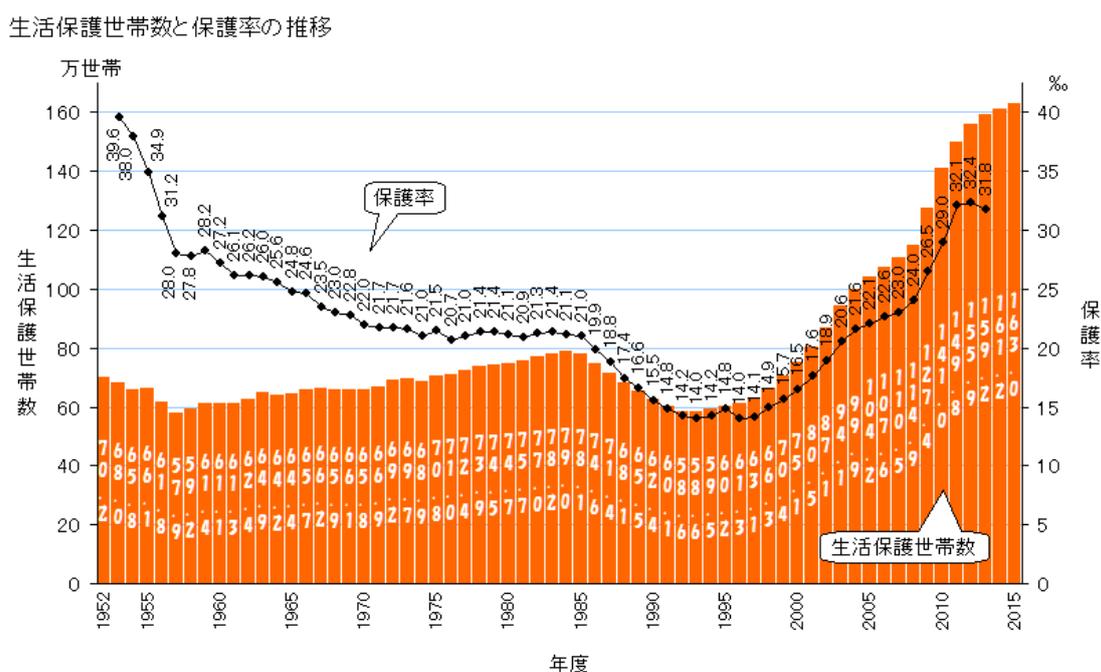
第2には、疾病や事故、老齢、離婚等何らかの理由で収入が激減したり、多大な支出が必要とされる事態に至ることは国民の誰でもありうることであり、このような不測の事態に至ったときに底支えする制度としての役割である。

第3に、生活保護制度は福祉制度の効率的な運用にも貢献している。日本の生活保護法は次の3つのすぐれた点をもっている。1つは、生活保護法は無差別平等原理に基づいており、生活困窮に陥った原因を問わず、保護支給の対象者をあらかじめ限定していない。

つまり現在、実際に収入が最低生活費のラインを割り込んだ状態になっている人に対して、それが病気やけがの結果であるか、失業によるのかを問わない。さらに、生活困窮に陥っている形態にも関係なく、生活保護の対象となる。それゆえ、よく聞かれる生活保護法に関する誤解に、生活保護は、住居がなければ保護を受けられない、つまりホームレスの人は保護の対象外だとか、65歳以上でないと受給できないとか、病気か障害を負っていないと支給されない、というものがあるが、これはまったくの誤りなのである。

3つには、生活保護は生存権原理に基づいており、『健康で文化的な生活』を保障することになっている。これを受けて、経常的な最低生活費を保障する保護費の支給とともに、医療や介護を、それぞれが必要になったときに保障することになっている¹。」

図1 生活保護世帯数と保護率の推移



(注) 年度の1か月平均。保護率は社会保障・人口問題研究所「生活保護」公的統計データ一覧」。2015年度は概数
(資料) 厚生労働省「被保護者調査」(前「社会福祉行政業務報告(福祉行政報告例)」)

出典 厚生労働省

上の図は生活保護を受給した世帯数と保護率を表した図である。世帯数は約160万世帯になり、3カ月連続で過去最多を更新している。保護率は徐々に回復をしつつも全体の31.8%と満足と言える数字ではないと考える。「失業者のいる世帯などは景気回復で保護から脱却する一方、高齢独居世帯の受給が大きく増えている」のが今の生活保護の状況だ。

ところで、題名にあるように、悪とはどういった意味を持っているのか。「悪」とはわ

¹ 久礼義一平峯 潤 2010 「生活保護制度の現状と課題」『関西外国語大学人権教育思想研究』 13 33-35

るいこと、人道・法律などに反すること。不道德・反道徳的な意味を持っている。また人名・官名などに付いていることがあり、性質・能力・行動などが、あまりにすぐれているのを恐れている意を表すことがある。

私がこの論文で伝えたいのは、生活保護制度は人道、法律に反しているのかとすることである。生活保護制度は今や人道を外れ、法律に反している制度だと考えられているのではないかと考える。なぜ国民を守る制度が人道から外れている制度だと考えられているのか、生活保護は本当に悪なのかをこれから考えてみる。

第2章 生活保護を悪とさせる原因

私は生活保護を悪とし、生活保護受給漏れの問題の原因に、社会での生活保護に対しての国民の意識が関係しているのではないかと考えた。私は調べていくうちに「水際作戦」、「不正受給」、「保護費の使い方」の3つの事柄が、国民の反感を買い、国民の意識が生活保護は悪だとしているのではないかと考える。また「メディア」の存在が重要な位置であり、「メディア」の報道次第では国民の意識変化が可能であり、受給漏れが減るのではないかと思う。生活保護に対しての負の問題に「メディア」が一番関わるのではないかと考えた。メディアを中心に、生活保護＝悪としている原因や受給漏れが多い理由を研究し、本当の生活保護とはどうなのか、また生活保護の在り方について研究してみた。

2-1 水際作戦

まず、なぜ生活保護受給資格がある人の98%が受給漏れをしているのか。その原因のひとつが水際作戦によるものからだと考える。まず、生活保護行政における「水際作戦」とは、一部地方公共団体で採られた、福祉事務所において保護申請の受理を拒否する（＝審査もしない）ことで、生活保護の受給を窓口という「水際」で阻止する方策を表しています。受給者が生活保護を受けたくても、まだ働ける、親族に助けを求めろ、などなにかしらの理由をつけて断られる事件が多発している国民は生活保護を受けるための審査を、受ける権利はあるはずなのに、審査をもせず断る現状があり、生活保護受給者を選別することを指す。

また「保護は要保護者、その扶養義務者又はその他の同居の親族の申請に基づき開始するものとする。但し、要保護者が急迫した状況にあるときは、保護の申請がなくても、必要な保護を行うことができる。」と明記されており、審査をせずに門前払いをすることは違法とされる。

こういった水際作戦が実行され 2007 年には北九州の小倉北区で、一人の男性が餓死で亡くなった事件があった。この男性が発見されたのは死後 1 か月の事で、一部ミイラになっていた。「おにぎりが食べたい。」そう日記に書き残した男性の死は、北九州の生活保護行政を象徴する元として報道の代表とされた（大山.2008.52）。

では、なぜ行政は水際作戦を行ったのか。それはバブルの高度経済成長期の時期に、生活保護を受給しようとする若者に対し、「生活保護を受けられないなら、働くか」と言う気持ちにさせることが目的で行ったことである。生活保護費用の 4/1 は地方自治体からの資金になるので、若年層に対しては働けるのなら働けといった水際作戦が一定の評価を得ることができた。だが、この背景には好景気があり、働ける環境があったからこそ生活保

護から若者を排除できたのだ（大山.2008.123）。

その後景気は落ち込み、労働市場の悪化や暴力団の不正受給問題が重なり、水際作戦は行き詰った形となった。次第に若者だけではなく高齢者や障がい者など社会的弱者に対し厳しい体制をとってしまったため事件が起こった。メディアは行政をバッシングし、生活保護は厳しくて、受給しづらい物だと認識させ、国民は生活保護の受給が難しいものだと考えるようになった。よって自分は保護の対象ではない、受給させてもらえないと申請する前から思い込んでしまうことも多く、受給漏れの原因の一つとなったと考える。

水際作戦では、身内の親族がいるのであれば助けてもらえと言われる事が多いと考えられ、身内がいるのでは申請は受け付けられないとも考えられがちですが、実際はそんなことはない。仕送り等を貰っていても、その仕送りが最低保護受給分以下である場合は生活保護を受給する資格がある。現在はこういった事件を無くすために環境整備も整ってきているが、メディアは報道をせず、また本当の生活保護に対しての認知の低さ、過去の事件での世間の厳しい目が受給漏れに繋がっているのではないだろうかと考える。

2-2 不正受給

生活保護と聞くとどう思うか。それは間違いなく悪のイメージであり、その悪の代表として生活保護では不正受給があると考えられる。

まずは生活保護を受給する際には、収入の報告が義務付けられている。収入とは、所得税の源泉徴収による申告をしない雇用主の下での現金払いによる就労や、友人の名義を借りた不正就労による賃金の受給、オークションや中古リサイクル店などへの売却金、仕送りの受け取り世帯主ではない未成年受給者（主に高等学校在生）のアルバイト収入、生命保険解約返戻金や事故などによる賠償金、犯罪被害者給付金、ギャンブルによる配当金、株取引や先物取引、外国為替証拠金取引などの事柄である。生活保護を受給する上で、通常はその収入分を減額した金額で保護費が支給される。もっとも、申告した収入が正当な労働による収入である場合の必要経費や、事故賠償金の一部を治療費に当てるなど、生活費に用いる資産ではないことが明らかな場合は、その分を収入認定から控除することができる。だが、その収入を福祉事務所に報告せずに、限度いっぱいまでに生活保護費を受給することがあり、所得隠しの不正自給がある。

確かに生活保護を不正受給しているひとは0人ではない。少なからずそういった事をする人はいる。だが、不正受給を行っている人は全体のたった 2% 程度の人達だけなのだ。金額的にも全体の 0.4% 程度の推移しかなく、98%程度の方は正当に生活保護を受給している。不正受給の中には「高校生の子供のアルバイト料を申告することをしなかった」など、不正受給として認識すべきものなのか疑問に思う事例もある（神田.2013.18）。ごく一部の誰が見ても悪質なケースを除いては、そのほとんどが、保護基準の低さや、世帯単位の矛盾を背景として、生活苦や自立への要求を原因としており、その金額も総受給額から見ると少なく、厚生労働省が「不正受給」をあまりにも大きく取り上げることによって善良な受給者の不当・違法な切り捨ての要因として作用することになっている。不正受給はごく僅かな例外であり、報道されるようなごく一部の悪質事例だけを見て、生活保護全体をバッシングすることは、適切と言えない（生活保護問題対策全国会議.2012.38）。もちろん、報道にあるように悪質な不正受給も存在しており、保護を受けた者等への厳格

な対処、生活扶助、医療扶助等の給付水準の適正化を見直し、厳格な対処を見直すこと。
 (生活保護問題対策全国会議 .2013.13) としている。

生活保護＝悪の代表となっている生活保護の不正受給。実際はたった数%の人しかしていない。また不正受給の中には自分が不正受給をしていると認識していない人もいる。認識がないにしろ、結果的には不正受給に違いは無いが、発覚次第修正可能な事や、受給前の行政の管理や指導を強化することにより改善されると考えると、実際悪質な不正受給を行っているのはほんの僅かではない。悪意のある人は本当にごく僅かなのに対しメディアはまるで、「不正受給」をスローガンにすることによって、これを口実に、生活保護制度に「悪」のレッテル貼りをしようとするかのような動きである。イメージが悪く、受給したら、周りからバッシングを受けるとわかっている制度を誰が受給するのかわかると思う。もちろん今後、故意にしても故意でなくても、何億円と国民の税から支払われている以上、厳密な対処が必要にはなってくるが、実際の不正受給は少なく、こういった部分だけをピックアップするのはおかしい話だと思う。

図2 年代別不正受給件数

不正受給件数、額の変化

年 度	H19	H20	H21	H22
生活保護利用世帯数	154万3321人	159万2629人	176万3572人	195万2063人
生活保護費総額	2兆6175億円	2兆7006億円	3兆0072億円	3兆3296億円
不正受給件数	15,979	18,623	19,726	25,355
(全体に占める率)	1.44%	1.62%	1.54%	1.80%
不正受給額	91億8299万円	106億1798万円	102億1470万円	128億7425万円
(全体に占める率)	0.35%	0.39%	0.34%	0.38%

(H24.3 厚生労働省社会・援護局関係主管課長会議資料より)

出典 厚生労働省

2-3 生活保護の使い方

よくマスコミの報道で、生活保護者はお金を結構貰っていると報道しており、世間では保護費をギャンブルや酒に使っている人っていったい何なの？と疑問になっている。また様々な事で優遇されていると報道されている。この情報だけだと生活保護は贅沢だと思う人もいよう。

だが、実際はギリギリな生活が強いられている。単身者の一か月の支給額は物価の高い東京でも13万とされている。そこから家賃、光熱費、治療費など引かれると残る生活費は1万円前後となる。なにより食費が割高になることが多い。育った環境や心身の状態により自炊が困難な状態であれば、出来合いのものを購入しなければならない。(生活保護問題対策全国会議 .2012.23) 生活保護利用者のその8割が病気や障がい、高齢の方。普通の人なら歩いて行けるところも、バスやタクシーを使うことがある。よく、「生活保護

のくせにタクシーに乗っている」と批判されることがあるが、それは外見ではわからない病気や障がいを持っているからなのだ。そんな中で冠婚葬祭や友人との食事などもほとんどできずに交通費を捻出するため相当な努力が必要であり、（生活保護問題対策全国会議 .2012.23）生活保護者は一日千円が目安で生活をしている。

またギャンブルや娯楽に浪費していると問題になっているが、原則として支給された保護費をどれだけ使うのかは受給者の自由。当然、健康で文化的な最低限度の生活の範囲内で娯楽を享受することは可能だ。「適度の娯楽は生活の質の向上、生きがいの一部として生活を潤すためあるいはストレス発散のために必要だ。それを生活保護者だからという理由で、一律禁止するということはあってはならない」（生活保護問題対策全国会議 .2012.25）。大きなストレスから立ち直れずに、自暴自棄になっている場合もあれば、生きがいや生きる意欲を失って現実社会から逃避したいと思うこともあり得る。

またアルコール依存やギャンブル依存という言葉がある。依存症は病気であり、自分の力だけでは行動をコントロールできない状態だ。こういった状況には、「アルコール依存症・ギャンブル依存症治療、精神科医療、精神保健福祉サービスの導入やAA(アルコールリスク・アノニマス)などのグループミーティングへの参加、社会的な居場所やサロン活動の創設、見守り支援などが有効です」（生活保護問題対策全国会議.2012.26）。

生活保護受給者に対して「お酒を飲みたくて飲んでいる」「パチンコに行きたくて行っている」というより、行動を抑制できないサイクルの中にはまり込んで抜け出せないでいる状況と捉えるほうが建設的であり、ギャンブルや飲酒をしている生活受給者に対し、叱責、非難するだけではなく、やめるための援助や生活改善への取り組み強化を共に求めていくことが重要だと考える

こういった、生活保護受給者の外見だけを判断し、どんな病気、障がい、精神状態など受給者の環境も調べも、知りもせずにバッシングをするメディア。本人たちも、ギリギリの資金でやりくりして、生活をしているのに、生活保護を受給しているだけで、なにをするにしても周囲からの反感の目がある。そういった現状があるから受給をするくらいならと思う人が増えるのではないのかと思う。

第3章 メディアの影響力

現在の社会では、テレビやインターネット、新聞など多くの情報を発信する情報機器がある。私たちも情報を得るのは簡単にできる。その中でも多くの情報を得るのがテレビだ。なにげなく毎日見ているテレビには多くの情報があり、その情報は正しいと感じている。テレビを見れば、社会のことが理解できるということは、メディアの与える影響力は絶大だということだ。メディアの報道の仕方次第では、悪も正義に変化させることができると考えた。こういった現代社会で影響力が強いメディアが生活保護に与える影響力を考えてみた。

3-1 メディアのバッシング

生活保護には「水際作戦」、「不正受給」、「使い方問題」など負のイメージを根強くついている。その一番の原因としてメディアが一番関係しているだろう。テレビで見る生活保護は決して良い印象の制度と思えないような報道をしている。

過去に「年金よりも生活保護が得」、「年金より生活保護なら『ビールも毎日飲める』」、生活保護には様々な「特典」（住民税、医療費、国民年金などの免除）があると報道されていた。そのような特典ゆえに老人・若者たちは働かずに受給を受けるのだとされた。これを見て税金を払って、毎日働いている人はどう思うだろう。

生活保護の有名なバッシング例として、2012年に人気芸能人の河本さんの母親が生活保護を受給している問題がある。「河本さんはこの問題に対し、母親が生活保護を受給していたことに謝罪をしました。まるで生活保護を受給することが謝罪すべき問題とされた」（生活保護問題対策全国会議.2012.64）。今まで民法放送に生活保護に対しての枠が無かったのだが、この事件をきっかけに洪水のように報道が繰り広げられた。情報内容として、河本さんの映像にさわり「生活保護のあきれた実態」などの特集に繋ぐパターンが増加した（生活保護問題対策全国会議.2012.65）。

またメディアは「水際作戦」と「受給者バッシング」、二つの報道で描かれている制度の利用者像に大きなへだたりを作っている（大山.2008.72）。「水際作戦」を扱う報道で登場する多くは、高齢者や障がい者など、病気や怪我で働けないなど、一見して「生活がたちゆかない人」だ。報道では、彼らの置かれている状況の厳しさや役所で行われた不当な対応を描き出す。そこには、若くて健康な母子家庭の母親や、仕事を探さず日々を浪費している若者は登場しない。「受給者バッシング」を扱う報道で登場するのは、高齢者や障がい者ではなく、若い母子家庭の母親や求職中の若者だ。制度の利用者像が描き分けられているのだ（大山.2008.73）。こういった社会影響の大きい人の問題や、描き分けられた報道が導火線となり、生活保護は国民の怒りを買うことになった。その結果、問題の本質が国民に理解されることがなく、いたずらに生活保護に対してのイメージが悪くなっている。

現代の報道では生活保護を受ける人はずるい人、だらしない人というスティグマがメディアによって成形されている。世間の目を厳しいものにして、当事者を委縮させ、制度の利用から遠ざけている（生活保護問題対策全国会議.2012.72）。生活保護制度とは、本来全ての国民が利用することのできる制度であるが、「納税者vs受給者」という対立の構図がメディアによって強調されることによりそれは税金を払う納税者にとっての制度ではなくなっていく。

また、これから考えられるには、厚生労働省はメディア報道を無視できず、それを契機として扶養義務の改正について答弁せざるをえなかったということである。高額収入者が扶養義務を果たさないことを放置しておくことや、実際は僅かではない不正受給も、生活保護のスローガンのような扱いをメディアがしている以上無視をすると「国民の信頼」を損なうことになる。「厚生労働省は国民の信頼を仮構したメディア報道に対応するべく、扶養義務の厳格化という法改正を推進したことになる²。」

3-2 生活保護と財政

今の生活保護制度では、「正直者がバカを見る」と思っている人が大勢いる。それは、

² 中村亮太 2016 「生活保護バッシングのレトリック」 『Core ethics：コア・エシックス』 12 263

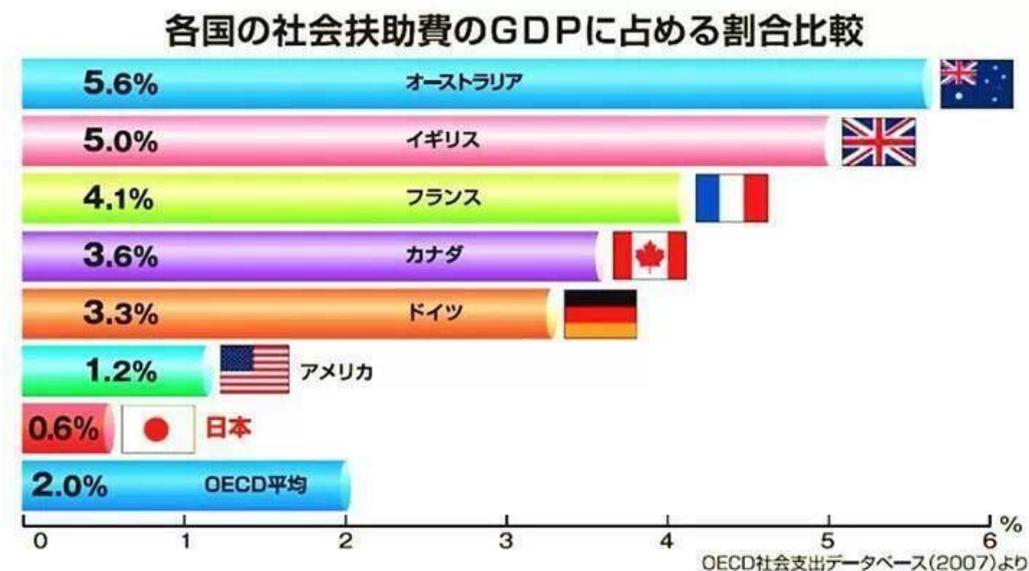
本来であれば生活保護を受け取るべきでない、故意に不正受給を行っている人や、働いていても生活保護費の水準以下の人や同等の賃金の人が世の中にはおりピックアップされ報道されているからである。

確かに生活保護受給者よりも生活が苦しい人が世の中にはたくさんいると思う。また社会の労働環境、経済情勢により非正規雇用だったり、職にありつけないワーキングプアと呼ばれている人も多くいる。こういった人から見たら生活保護受給者は楽をして生活しているように見えるかもしれない。だが、こういったワーキングプアの人々も生活保護受給の対象に含まれているのだ。自分が働いているから、生活保護を貰えないと思っている人がいる（碓井 .2008.12）。これは、メディアがいたずらに生活保護のイメージを悪くしたのが原因だと考える。生活保護を受給するのは恥、受ける資格は自分にはないと思っている人は多く、こういった事態が発生している。

問題は生活保護費とワーキングプアといった、働いている人の収入費の差だ。確かに働いてもらえる最低賃金額が、就労が困難で保険料等の支払いが免除されている生活保護者の生活保護費より低いのはおかしいと思うし、働いている人の方が生活保護費以上の賃金を貰うのが本来の社会でのあり方だと思う。確かに生活保護費以下の生活をしている人は生活保護費をもっと少なくするべきだと考えるには仕方ないのかもしれない。だが、もちろん生活保護水準以下の生活をしている人は生活保護の受給が可能であるし、生活保護費が高いのではなく、最低賃金が低いのが原因なのだ。

またメディアでも生活保護費の予算が地方の財政を圧迫していて、これを引き下げないと財政が破綻するかのよう報じる。だがこれは大きな間違いであることが次の図で分かる。

図3 各国の社会扶助費の GDP に占める割合比較



出典 OECD社会支出データベース

現在の日本の生活保護費のGDPにおける割合は0.6%に過ぎない。これは、諸外国と比べると、極端に低い数字だ。平均より下の日本では、現在の生活保護制度の見直しが行

われており、具体的には生活保護給付水準を 10 %引き下げるといったことが行われている。生活保護費を引き下げたところで、財政への影響は少なく、また生活保護は国民の命を守るための支出にも関わらず、財政問題を理由に安易な引き下げ論をすべきではない（生活保護問題対策全国会議.2012.36）。

図 3 を見ても日本は諸外国と比べ圧倒的に社旗扶助費が少ないのがわかり、これ以上生活保護費を引き下げるものではないと考える。ではどうすることが、貧困層を助けることが可能になるのか。それは最低賃金をあげるべきだと考える。今の日本は貧富の差が拡大しており、貧困率は増加している。また、約50%の母子世帯が働いていながらも貧困に陥っているとされている（東京新聞）。決して働いている人が間違いではなく、生活保護受給者が卑怯でもなんでもない。国民が声を上げるとするならば、生活保護受給費の引き下げではなく、最低賃金の増加なのだ。こういった生活保護バッシングにより、負の連鎖は始まり、今よりも住みにくい社会がこれから形成されていくことになると思う。

おわりに

私は本研究をするにあたり、なぜ不正受給などの悪印象が騒がれて、98%の受給漏れが騒がれないのか疑問に思い、本来なぜ国民を守る生活保護制度が不必要ではないかと言う、考え方が世間に定着していつているのかを研究してきた。

第 1 章では生活保護制度の概要と受給数と保護率について考えた。現在の受給数は約 216 万世帯とされており保護率は 31.8%とされている。失業者のいる世帯などは景気回復で保護から脱却する一方、高齢独居世帯の受給が大きく増えていつている。またこれから高齢化が進む中で、生活保護は必要となるだろう。そんな中、世間に定着していつた悪印象により生活保護を受給しない、受給できない高齢者が増加していつことは今後大きな問題になると考えた。

第 2 章では生活保護の悪印象としていつている原因について考えてみた。まず水際作戦だ。水際作戦と聞くと、生活保護を受ける際に厳重な審査があると思いつ込んでしまう。過去にあった餓死事件の報道を代表に、門前払いの報道や、受給を求めるものへの暴言などの報道がピンポイントでされることにより、イメージの悪化が進んだ。本来は、受給資格のない若者に対して行いつており、現在では同じ過ちを繰り返さないように行政側も環境整備を整えている。また、メディアの報道によりいつたずらに受給をする際の難易度が底上げされていつたのではないかと考えた。

不正受給では、メディアが作りあげたイメージにより、生活保護には不正受給が付き物だとされている。実際は全体の受給者数の 0.4 %といつた極わずかな数に対し、メディアのピックアップした報道により、生活保護のイメージが悪くなつたと考えた。

使い方の問題でも、受給者は贅沢をいつているなどと思われているが、実際は毎日節約して生活していつり、ギャンブルなどの娯楽も決してバッシングされるものではないと考えた。

第 3 章では、メディアが与える影響力について研究をした。メディアの報道次第で、生活保護の印象は変化すると思つた。伝え方ひとつで、生活保護を必要な制度とするのか、不必要な制度とするのかと自由にイメージを形成することが可能である。どの時代にも勸善懲悪はあり、正義が悪を倒すストーリーでは、正義が大人気となる。今の時代、社会保障の部門では、メディアが報道することにより形成された生活保護の印象が「正義」とさ

れて、生活保護受給者が悪者とされているのではないだろうか。

こういったメディアの報道により、国民は生活保護に対して悪いイメージを備えてしまい、自分は生活保護を受給することはないと考えてしまう。生活保護は自分には関係のない制度と思い、生活保護への関心が薄れてしまう。また自分が生活にもし困窮したときに、メディアが形成した生活保護の悪印象によって、生活保護を受給しない。こういった理由が生活保護の受給漏れに繋がっているのではないのかと考えた。

本研究では生活保護はなぜ悪印象なのか。また受給漏れが問題だとした。私は生活保護の悪印象が受給漏れを進行させていると考えた。悪印象の原因として、生活保護全体にある問題点をメディアがピックアップして報道することにより、国民には良い印象は届かない。メディアがいたずらに生活保護バッシングすることによって生活保護の悪印象が形成されていったと考える。

また今後の課題として、私は意識を変化させることがなにより大切だと思う。研究で感じたことは、なにより国民の生活保護に対しての印象が悪く、受給漏れに繋がっていることだ。決してメディアは自分たちが作り上げた嘘の情報を流しているわけではない。「納税者」と「受給者」が対立するかのような構図にしたて、不正受給の強調、生活保護の増加＝財政の圧迫とバッシングが行われたということだ。今後こういった弱みだけを晒すバッシングを無くしていき、国民の意識の変化が生活保護における課題ではないかと考える。

また、使い方の問題などで支援が今後大事としたが、現状はそういった支援にあたるソーシャルワーカーや社会福祉士といった直接生活保護者の声が聞き、支援できる存在が不足している現実がある。社会福祉士が一人で300件もの相談や支援を行っている事例もある。生活保護バッシングだけではなく、生活保護には受給後にも問題があると感じた。生活保護費の引き下げや、不正受給の対策などの案を国会でするのではなく、支援員の確保などの生活保護制度の整備をすることが先決ではないかと考える。

なにより今、改善することは生活保護に対しての悪い印象を変えて行かなければならない。国民の最後の砦の制度、人間として日本で生きていくことを保障された制度が、悪の制度のはずがない。今後生活保護の必要性をもっと国民は理解して行くべきだし、私自身訴えかけていきたいと強く思った。

参考文献

- ・生活保護問題対策全国会議 2010 『間違いだらけの生活保護バッシング』 明石書店
- ・高城一馬 2014 『よくわかる生活保護』 文芸社
- ・稲葉 剛 2013 『生活保護から考える』 岩波新書
- ・五石敬路 2011 『現代の貧困ワーキングプア』 日本経済新聞
- ・神田 省 2013 『生活保護の受け方がわかる』 自由国民社
- ・大山典宏 2008 『生活保護 VS ワーキングプア』 PHP 新書
- ・大山典宏 2013 『生活保護 VS 子供の貧困』 PHP 新書
- ・青木理人 2006 『死にたくない！いま、生活保護生きるとき』 青木書店
- ・碓井伸吾 2009 『生活保護でどこまで暮らせるか!? 実践マニュアル』 講談社

参考 HP

- ・厚生労働省ホームページ http://www.mhlw.go.jp/toukei_hakusho/toukei/
- ・OECD社会支出データベースホームページ <http://www.oecd.org/tokyo/statistics/>
- ・東京新聞 2014/10/15
<http://www.tokyo-np.co.jp/article/seikatuzukan/2014/CK2014101502000195.html>

参考論文

- ・中村亮太 2016 「生活保護バッシングのレトリック」 『Core ethics：コア・エシックス』
12：261-274
- ・高木博史 2014 「会福祉士は貧困問題にどう向き合うのか」 『長野大学紀要』
35(3): 175-187
- ・久礼義一平峯 潤 2010 「生活保護制度の現状と課題」 『関西外国語大学人権教育思想
研究』 13:32-51